

山梨県公報

第二千四百九十七号

平成二十七年

三月三十日

月 曜 日

目 次

告 示

- 山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する告示……………二二三
 - 山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………二二三
 - 土地収用事業の認定……………二二四
 - 道路の区域変更(六件)……………二二六
 - 道路の供用開始(六件)……………二二八
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可(五件)……………二二九
 - 建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域の指定の一部改正……………二二一
 - 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書の一部改正……………二二二
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………二二二
 - 平成二十七年における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………二二二
- 公 告**
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二二八
 - 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………二二一
 - 土地改良区役員の就任……………二二一
 - 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二二一

告 示

山梨県告示第百号

山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程の一部を改正する告示
山梨県自然環境保全地区等土地所有者交付金交付規程(昭和四十八年山梨県告示第四百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「自然環境保全地区」の下に「(世界遺産景観保全地区を除く。次条において同じ。)」を加える。

附 則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県告示第百一号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

1の表中	1枚	30円
インク	スーパーインク専用紙A4判	50円
ジェット	同B4判	60円
トナー	同A3判	60円
	同A3ノビ判	80円
	専用光沢紙A4判	140円
	同A3判	150円
	同A3ノビ判	600円
	フットロール紙B3判	680円
	同A2判	820円
	同B2判	930円
	同A1判	1,140円
	同B1判	1,300円
	同A0判	1,580円
	同B0判	1,310円
	フットプリントロール紙B3判	1,490円
	同A2判	1,820円
	同B2判	2,090円
	同A1判	2,550円
	同B1判	2,940円
	同A0判	

	同B0判	3,590円
その他の機械器具又は設備	1時間 電界放出型電子顕微鏡 エックス線分析顕微鏡 3Dスキャナ エネルギー分散型微小部エックス線分析装置 多機能型三次元座標測定機	3,690円 1,280円 2,780円 2,680円 850円

インクジェットプリンター	1枚	スーパーアイン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 ツットロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判 フォトプリントロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	300円 500円 600円 600円 800円 1400円 1500円 6000円 6800円 8200円 9300円 1,1400円 1,3000円 1,5800円 1,3100円 1,4900円 1,8200円 2,0900円 2,5500円 2,9400円 3,5900円
--------------	----	---	--

ご参考。

化学試験 (発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4,480円 4,480円
-------------------------	----	----------------------------------	------------------

その他の試験	1件	電子顕微鏡試験 (電界放出型電子顕微鏡による観察) 電子顕微鏡試験 (電界放出型電子顕微鏡による元素分析) 電子顕微鏡試験 (電子顕微鏡 (SEM・EDS) による像観察) 電子顕微鏡試験 (電子顕微鏡 (SEM・EDS) による定性分析) 精密測定試験 (多機能型三次元座標測定機による測定) 精密測定試験 (多機能型三次元座標測定機によるスキャニング測定) 精密測定試験 (多機能型三次元座標測定機 (画像プロセッサ) による測定) 精密測定試験 (多機能型三次元座標測定機 (レーザープロセッサ) による測定) 化学試験 (エックス線分析顕微鏡による定性分析) 化学試験 (エックス線分析顕微鏡によるめつき膜厚測定)	7,080円 8,600円 4,150円 6,240円 1,100円 2,000円 1,430円 3,570円 4,090円 4,090円
--------	----	--	--

ご参考

ご参考

化学試験 (発光分光分析装置による分析)	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4,480円 4,480円
-------------------------	----	----------------------------------	------------------

ご参考。

山梨県告示第百三二年

土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

「リニアの見える丘 花鳥山展望台」整備事業

三 起業地

1 収用の部分 笛吹市御坂町竹居字坂上及び字浄源寺林地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

「リニアの見える丘 花鳥山展望台」整備事業（以下「本件事業」という。）は、起業者が策定した「笛吹市都市計画マスタープラン」における景観まちづくり方針等に基づき計画された事業で、法第三十二条第二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、リニアの見える丘整備構想を掲げ、平成二十六年年度から一般財源により予算措置を講じ、平成二十七年年度についても予算措置することを確約していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成二十一年十月に、古代・中世を通じて笛吹市が果たしてきた歴史上の重要な役割を認識し、郷土愛の礎として歴史資産を保護し将来に伝えるべく努力することを誓う「甲斐国千年の都 笛吹市」を宣言し、積極的に歴史資産の維持保全を図るとともに、これらの資産を地域活性化やまちづくりに効果的に活用していくこととしている。

また、市域は甲府盆地の中央部やや東寄りにあつて眺望に優れ、平成二十五年四月の「日本一桃源郷」宣言にあるように、春になると約三十万本の桃の木に花が咲き、市域が桃色に染まる光景は、山梨県を代表する眺望景観の一つとなっている。

起業者は、こうした歴史資産や眺望に優れた環境を保全し、積極的にまちづくりに活用していくこととしており、笛吹市都市計画マスタープランでは、本件事業の起業地に近接する花鳥山一本杉（笛吹市天然記念物）周辺を優れた眺望場所の一つとして例示したうえで、その眺望の確保と魅力づくりを促進することとしている。花鳥山一本杉周辺は、高台にあつて甲府盆地や南アルプス連峰が望める立地にあり、桃の開花時期には、辺り一面が桃色に染まる光景を眺望できる観光スポットとなっている。周辺には訪れる観光客等の利便を図るため、休憩施設、トイレ及び駐車場（乗用車十八台、バス一台）が整備されているが、平成二十五年八月から走行試験が開始された山梨リニア実験線走行車両の姿を間近に見られる立地にあることから、週末を中心に訪れる観光客等が急増し、駐車場不足が深刻な状況となっている。こうした駐車場不足は、周辺道路への路上駐車を誘発し、渋滞の原因にもなっており、交通安全上の課題となっている。また、訪れる観光客等の中には、リニア実験線走行車両の姿を間近に見たいがため、周辺の桃畑等に入り込み耕作地を踏み荒らすような行為も見受けられ、周辺農業環境への悪影響も懸念されている。

このため、起業者は、花鳥山一本杉周辺において不足している駐車場及び良好な眺望が望める展望広場等を整備することとし、本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると駐車場不足や交通安全上の課題が解消するとともに、眺望目的のため周辺桃畑等に入り込んでいた観光客等を新たに整備する展望広場に誘導する効果も期待でき、周辺農業環境の保全にも資すると認められる。また、新たに魅力ある眺望場所が整備されることから、訪れる観光客等の増加が見込まれ、観光振興にも寄与するものと認められる。

こうしたことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

起業者が任意に行った現地調査及び文献調査によると、起業地周辺に希少動植物は確認されておらず、埋蔵文化財包蔵地も存在しない。

また、起業者は工事の施行に当たっては、雨水・土砂の流出に注意するとともに、周辺桃畑等の農作業に支障とならないよう十分配慮して実施することとしている。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、駐車場不足を起因とする交通安全上の課題の解決、景観まちづくりによる魅力ある眺望場所の創出等については、できるだけ早期に実現する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、近隣施設の過去の来訪者数から本件事業の施設利用者数を想定し、必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市役所建設部まちづくり整備課

山梨県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川窪猪狩線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		
甲府市上帯那町字奥仙丈官有無番地先から 甲府市上帯那町字奥仙丈官有無番地先まで		一四・五、 一七・八	一四・五、 一七・八	一四・五、 三七・七	五四・一

山梨県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 敷島竜王線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧		

甲斐市亀沢字廣瀬四〇五八番の二地先から
甲斐市亀沢字廣瀬四二二九番の一地先まで

新	旧
八・九 二七・六	八・九 一五・八
二〇五・〇	二〇五・〇

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	甲府市太田町一八〇番地先から 甲府市太田町二七一番地先まで	
	新	旧
	一三一・一 三四・一	七・四 九・六
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一七四・四	一六八・七

山梨県告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	甲府市幸町二五九九番の六地先から 甲府市伊勢二丁目二七〇五番の一地先まで	
	新	旧
	一五・九 三四・八	一五・九 二六・〇
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	一〇二・〇	一〇二・〇

山梨県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区 間	甲府市幸町二六〇四番の二地先から 甲府市幸町二六一三番地先まで	
	新	旧
	七・二 三三・七	七・二 八・二
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九七・〇	九九・〇

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二二五番の一地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字水上四一九番の一地先まで	七・八 五二・八	三〇三・六
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二二五番の一地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字道下三三六番の一地先まで	七・八 三九・一	三七一・四
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二二五番の一地先から 中巨摩郡昭和町飯喰字水上四一九番の一地先まで	七・八 二四二・七	三〇三・六
	七・八 三〇三・八	五七二・七

山梨県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所

所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	川窪猪狩線	甲府市上帯那町字奥仙丈官有無 番地先から 甲府市上帯那町字奥仙丈官有無 番地先まで	五四・一	平成二十七年三月三十日

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一三号	南都留郡道志村字中丸六一二六 番の一地先から 南都留郡道志村字中丸六〇七三 番の九地先まで	九四・〇	平成二十七年三月三十一日

山梨県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	敷島竜王線	甲斐市亀沢字廣瀬四〇五八番の二地先から 甲斐市亀沢字廣瀬四二二九番の一地先まで	二〇五・〇	平成二十七年三月三十日

山梨県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町西保下字原ノ前一〇八八番の一地先から 山梨市牧丘町西保下字欠ノ下一六五番の一地先まで	一四〇・〇	平成二十七年三月三十日

山梨県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類

延長
(メートル)

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原あきる野線	上野原市上野原字新井四五九八番の一地先から 上野原市上野原字新井四五七七番の一地先まで	七二・〇	平成二十七年三月三十日

山梨県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	藤袋石和線	笛吹市境川町石橋字内河原二四三四番の三地先から 笛吹市境川町石橋字水口二二七八番の地先まで	二〇五・六	平成二十七年三月三十日

山梨県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 施行者の名称
 葦崎市
- 一 都市計画事業の種類及び名称
 葦崎市計画下水道事業葦崎市公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月九日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十一年山梨県告示第二百五十八号、平成十五年山梨県告示第三百十号及び平成二十年山梨県告示第六十四号の事業地に、韮崎市穂坂町宮久保字三百水、上ノ山字寺平及び字沼、旭町上條北割字桜木、字鎌倉、字久保屋及び字宮下並びに旭町上條中割字山田、字小曾根、字鍛冶屋、字清水尻及び字二段田を加え、韮崎市上ノ山字北堀及び字外輪原、旭町上條北割字金山、旭町上條中割字洪田並びに旭町上條南割字山寺の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

南アルプス市

一 都市計画事業の種類及び名称

南アルプス都市計画下水道事業南アルプス市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第三十五号、平成十年山梨県告示第四百二十八号、平成十二年山梨県告示第五百四十四号、平成十四年山梨県告示第五百十二号、平成十五年山梨県告示第八十九号、平成十五年山梨県告示第六十六号、平成十五年山梨県告示第七号、平成十五年山梨県告示第四百二十三号及び平成二十年山梨県告示第六十三号の事業地に、南アルプス市大字六科字西原、字藤の木、字村北及び字北新田、大字曲輪田字宿東、字宿西、字大西及び字原田道上、大字飯野字原田及び字四ノ水門、大字飯野新田字四ノ水門、字町西及び字町東、大字飯平字水神及び字飯平、大字西

野字切付、字東和田及び字小森、大字吉田字北原及び字前原、大字寺部字今井前内、字今井前丁、字村附庚及び字村附己、大字桃園字高尾畑及び字北畑、大字十日市場字河原添、字西村前及び字角力場、大字加賀美字押堀、字土橋、字ゴリ洗、字山宮地、字鎮守、字蔵西、字山之神、字沢之神、字山休、字塔中及び字町屋、大字落合字大明神、字松葉、字大森、字御崎及び字西沼並びに大字大師字南大師の各一部を加え、南アルプス市大字六科字宮西、大字寺部字中西乙及び字村附丁、大字桃園字西原並びに大字加賀美字吉原及び字舎中の各地内において事業地を全部に変更し、南アルプス市大字有野字北新田、大字六科字門脇、大字榎原字外小森、大字今諏訪字北原、字金丸及び字中河原、大字西野字東原、大字吉田字大草、字小管及び字中畑、大字寺部字今井前乙、字今井前甲、字村附甲、字村附戊及び字宮前、大字鏡中字村北及び字八幡、大字小笠原字藤塚、大字桃園字西條、字宮原、字東畑及び字大新井、大字十日市場字新井道丁及び字東前田、大字加賀美字京免、字北河原、字伊勢前及び字鶉土、大字西南湖字天神、大字戸田字沖田、大字和泉字滝西、大字落合字西畑、字吉野及び字北河原並びに大字江原字掘込の各地内において各一部事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

甲斐市

一 都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年二月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和六十二年山梨県告示第五十二号、平成元年山梨県告示第九号、平成四年山梨県告示第二百二十八号、平成五年山梨県告示第三百四十四号、平成七年山梨県告示

第四百九十九号、平成九年山梨県告示第二百四十九号、平成九年山梨県告示第三百二十二号、平成十一年山梨県告示第二百五十九号、平成十四年山梨県告示第四百九十七号、平成十四年山梨県告示第五百十三号、平成十八年山梨県告示第七十二号、平成十八年山梨県告示第七十四号及び平成二十年山梨県告示第七十号の事業地に、甲斐市竜王新町字元免許、字東裏、字清水及び字新堰端、竜王字金山前及び字新堰橋並びに富竹新田字伊勢河原の全部並びに大久保字村東、牛匂字峰及び字宮前並びに竜王新町字西裏の各一部を加え、甲斐市天狗沢字北河原及び字上峰の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

甲斐市

一 都市計画事業の種類及び名称

韮崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 施行者の名称

富士川町

一 都市計画事業の種類及び名称

富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十二年十二月十日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第七十六号、平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第二百四十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号、平成二十二年山梨県告示第三十一号、平成二十三年山梨県告示第六十六号及び平成二十五年山梨県告示第四十号の事業地のうち、富士川町大字小林字竹重西、字竹重、字竹重東、字神ノ木、字春米境、字法寿寺東、字新道北、字長沢境、字河原堀田、字内畔、字竹隠東、字竹隠、字回り木、字中村南、字住環東、字南明寺東及び字八幡西、大字春米字北林、大字大久保字広見、字北河原、字北田、字桑原及び字中堰、大字天神中条字土井、字天神廻及び字村西、大字最勝寺字猿頭、字外堀田、字宮田、字猿尾田、字前河原、字西の入、字大堀田及び字上殿原、大字鯉沢字山居、字北畑、字新地、字東田、字中田、字上ノ山、字風早、字中坂及び字天戸坂、大字長澤字上永及び字若宮、大字大柵字熊野堂、字北、字上河原、字中河原、字宿東及び字測端並びに大字青柳町字上沼及び字整理地の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

なし

山梨県告示第百二十号

建築基準法施行規則第十一条の三第一項の区域の指定（平成十四年山梨県告示第四百八十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

〔建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八条第一項に規定する事務については、富士吉田市の区域を除く。〕を削る。

山梨県告示第百二十一号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第二条第一項の規定に基づく知事が定める図書（平成二十四年山梨県告示第百四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一を次のように改める。

一 次に掲げるいずれかの図書

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項各号号（第三号を除く。）に掲げる認定基準に適合しているかどうかの審査を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が作成した当該基準に適合していることを示す書類

- 2 住宅品質確保法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該設計住宅性能評価書の写し

八中「富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例」を「富士吉田市富士山世界文化遺産条例」に改める。

山梨県告示第百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務書に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年三月三十日

二 指定道路の位置

笛吹市石和町唐柏字池田五百三十七番四

三 指定道路の幅員

四・八メートル

四 指定道路の延長
三二・一四メートル

山梨県告示第百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の五第一項の規定に基づき、平成二十七年年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状

(八) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証明する書面

(九) 役員等名簿（第三号様式）

(十) 誓約書（第四号様式）

2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限

資格の有効期限は、資格を認定した日から平成二十八年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から5までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 資格に関する文書を手入するための手段

資格審査の申請に係る様式その他の資格に関する文書は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一三九五）に請求して入手すること。

八 その他

この告示の施行の際現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（82円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

営業経歴書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印	
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		チェックボックス <input type="checkbox"/>	
				電話 () FAX () メールアドレス ホームページURL	
⑤ 住所		〒□□□-□□□□		電話 ()	
契約委任先		名称		FAX ()	
		氏名			
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無
	第1希望		第1希望		
	第2希望		第2希望		
	第3希望		第3希望		
			第4希望		
			第5希望		
		第6希望			
⑦ 営業又は目取扱い品名				⑧ 営業担当者	
				部署名 フリガナ 職氏名 電話 () f a x () メールアドレス	
			⑨ 契約使用印鑑(印影)		⑩ 消費税法に規定する課税・免税業者の別 課税業者 免税業者
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本	法人	資本合計	うち資本金	
	個人	個人	円	円	
⑫ 機械設備の額	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸	イ+ロ+ハ-ニ
	円	円	円	円	円
⑬ 創業年数	創業		現組織へ変更	通算営業年数	県との取引開始年
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑭ 決算状況	製造販売等実績高(直近の決算期)		自 年月日	至 年月日	流動資産 _____ = _____ = _____ % 流動負債
	総売上	製造	円	円	
		物品	円	円	
		役務	円	円	
		合計	円	円	
		上記のうち県との取引額		円	
⑮ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)	⑯ 機械設備	機種	性能	台数
	その他一般(過去2年分)				
取引金融機関					

第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)
氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月三十日まで縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

2 住所

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ラザウォーク甲斐双葉店（本体棟）

(二) 所在地 山梨県甲斐市志田字柿木六百四十五―一 番地の一部外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
	吉田興産株式会社 代表取締役 室賀浩三	長野県長野市中御所五丁目一番十八号
	有限会社焼津谷島屋 代表取締役 中野弘道	静岡県焼津市栄町四丁目二番四号
	株式会社ひらおか 代表取締役 平岡正也	静岡県静岡市葵区春日二丁目十一番十号

株式会社織部	株式会社シーズプランニング	株式会社マツモトキョシ	トリンプ・インターナショナルジャパン株式会社	株式会社ワールド	株式会社スタンプマート	株式会社東京デリカ	株式会社エービーシーマート	株式会社キャメル珈琲	株式会社ホットランド	株式会社クロスカンパニー	株式会社バリュープランニング
代表取締役 奥村崇仁	代表取締役 関好邦	代表取締役 成田一夫	代表取締役 土居健人	代表取締役 寺井秀蔵	代表取締役 小林彰男	代表取締役 木山剛史	代表取締役 野口実	代表取締役 尾田信夫	代表取締役 佐瀬守男	代表取締役 石川康晴	代表取締役 井元憲生
岐阜県多治見市旭ヶ丘十丁目六番百三十号	東京都練馬区春日町六丁目十九番八号	千葉県松戸市新松戸東九番地一	東京都中央区築地五丁目六番四号	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一号	山梨県甲府市大里町四千二百二十七番地	東京都葛飾区新小岩一丁目四十八番一号	東京都渋谷区神南一丁目十一番五号	東京都世田谷区代田二丁目三十一番八号	宮城県石巻市大街道北一丁目一番十六号	岡山県岡山市北区幸町二番八号	兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目二番十七号

株式会社アイジーエー 代表取締役 五十嵐義和	福井県越前市矢放町第十三号八番地の九
有限会社ハートマーケット 代表取締役 櫻井明	群馬県前橋市川原町三百七十七番三十一号
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一	東京都千代田区丸の内一丁目九番二号
株式会社フォネット 代表取締役 清水栄一	山梨県甲府市下石田二丁目十番六号
山梨バナソニックシステム株式会社 代表取締役 渡辺良樹	山梨県中巨摩郡昭和町西条二千三百三十一番地
株式会社プレジャーゾーン 代表取締役 藤井豊	大阪府大阪市中央区南本町一丁目四番八号
有限会社ビズ・カンパニー 代表取締役 陳必正	宮城県塩釜市本町五番二十三号
株式会社アートヴィレッヂ 代表取締役 赤池輝子	東京都墨田区石原四丁目十五番四号
株式会社F・Oインターナショナル 代表取締役 小野行由	兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目四番一号
キンバレー株式会社 代表取締役 岩井謙吉	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号
カンダキラット株式会社 代表取締役 菅田拓平	岡山県津山市川崎千九百二番地の三
株式会社アイウォーク 代表取締役 栗原裕	東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号
株式会社桔梗屋 代表取締役 中丸輝江	山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地
株式会社マツザワ 代表取締役 松澤徹	長野県下伊那郡高森町下市田三千百二十三番地
株式会社太陽エンタープライズ 代表取締役 荒川正平	神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町三番地
小松匡聡	山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番二十四号
有限会社稲垣商事 代表取締役 稲垣博司	長野県伊那市西町五千二百三十七番地一
株式会社クリスタルワールド 代表取締役 湯山廣敏	京都府京都市中京区三条通川原町西入石橋町十四番七号
東京シャツ株式会社 代表取締役 鈴木正利	東京都千代田区東神田二丁目八番十二号
株式会社ムラサキスポーツホールディングス 代表取締役 金山元一	東京都台東区上野七丁目十四番五号
有限会社サボイ 代表取締役 秋山憲	山梨県甲斐市篠原二千三百三番地
有限会社アップコーポレーション 代表取締役 佐野宏	山梨県甲府市德行五丁目十番二十一号
中村漆器産業株式会社 代表取締役 中村忠	長野県塩尻市大字木曾平沢千八百十九番地

株式会社セイビド 代表取締役 輿石丈夫	山梨県甲府市丸の内一丁目十五番八号
株式会社CLAY 代表取締役 野田秀樹	山梨県甲府市新田町十番十号
むろい株式会社 代表取締役 室井聡一郎	山梨県中央市流通団地一丁目五番二号
株式会社モリエ 代表取締役 藤田敏	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社サンリフォーム 代表取締役 坂野達哉	愛知県稲沢市天池五反田町一番地
株式会社神奈川くまざわ書店 代表取締役 熊沢宏	東京都八王子市八日町一番十一号
株式会社タカキュー 代表取締役 木内守	東京都板橋区板橋三丁目九番七号
株式会社キンク 代表取締役 山田幸雄	京都市京都市下京区東塩小路高倉町二番一号
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社リオグループホールディングス 代表取締役 横山和幸	愛知県名古屋市中区平和一丁目十五番二十七号
株式会社新星堂 代表取締役 阿曾雅道	茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一号
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野禄太郎	東京都中央区京橋一丁目十一番二号

株式会社ムカイ 代表取締役 向井正太郎	静岡県静岡市駿河区中野新田百二十五番地の第一第一ムカイビル二階
株式会社良品計画 代表取締役 金井政明	東京都豊島区東池袋四丁目二十六番三号
株式会社ライトオン 代表取締役 横内達治	茨城県つくば市吾妻一丁目十一番一号
有限会社山一補正 代表取締役 山口昭	静岡県沼津市西島町四番十号
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川篤典	愛知県名古屋市中東区上社一丁目九百一番地
株式会社グローバルユニット 代表取締役 小林昌良	長野県千曲市大字内ツ百二十五番三号
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正	山口県山口市佐山七百十七番一号
株式会社アロシア 代表取締役 酒井好宏	東京都渋谷区神宮前三丁目六番二号
株式会社オリーブ・デ・オリブ 代表取締役 近藤敏文	京都市京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町百六十七番地六階
株式会社キャン 代表取締役 藤井浩	東京都杉並区高円寺北二丁目六番一号
公益財団法人キープ協会 理事長 浅田豊久	山梨県北杜市高根町清里三千五百四十五番地
有限会社保坂金物	山梨県南アルプス市沢

代表取締役	保坂力雄	登九百六十七番二号
株式会社青木商店		
代表取締役	青木信博	福島県郡山市八山田五丁目四百五番地
有限会社村田全商社		群馬県前橋市問屋町二丁目十四番三号
代表取締役	村田智司	

3 変更の年月日

平成二十一年三月三十日ほか

三 届出年月日

平成二十七年一月九日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年七月三十日まで縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社ベイシア 代表取締役 赤石好弘

2 住所

群馬県前橋市亀里町九百番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ベイシア山梨店

(二) 所在地 山梨県山梨市落合字塚田五百六十九番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

変更後の住所

株式会社ベイシア
代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

(二) 大規模小売店舗の名称

変更前

変更後

ベイシア山梨落合店

ベイシア山梨店

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

変更後の住所

株式会社ベイシア
代表取締役 赤石好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

3 変更の年月日

平成二十三年三月一日ほか

三 届出年月日

平成二十七年二月五日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
平成二十七年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

役職名	氏名	住所	就任年月日
-----	----	----	-------

理事	樋口雄一	甲府市高畑二丁目七番六号	平成二十七年三月十九日
----	------	--------------	-------------

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十七年三月三十日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市ときわ台二丁目一九六四の七、一九六四の八、一九六四の二五、一九六四の五五五、一九六四の五五六及び一九六四の五五七の区域
 - 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市宝一丁目二十一番二十九号 山梨トヨタ自動車株式会社 代表取締役 佐々木 宏明